

令和4年度第2回知多市空家等対策協議会 議事要旨

1. 開催概要

(1)日時等

2023年2月8日(水)14:00~15:00 知多市役所 3階協議会室

(2)委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 学長	
野田 悟	愛知県建築士事務所協会 知多支部	
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
河内 利久子	知多市民生委員・児童委員連絡協議会	
村松 二三之	知多市コミュニティ連絡協議会	
宮島 壽男	市長	代理出席:木和田亮副市長

(3)公開・非公開の別

非公開:議題(2)

議題(2)について、個人や空家について特定されるおそれのある内容が含まれるため、非公開とする旨、事務局より報告があった。

(4)議題(質疑等は「2. 議事結果」に示す。)

1 空家等対策事業の実施状況について

・事務局から資料1-1から1-5に基づいて、空家等対策事業の実施状況について説明。

(5)その他(質疑等はなし)

・事務局から令和5年度第1回知多市空家等対策協議会を令和5年7月頃に開催予定である旨を連絡。

2. 議事結果

(1 空家等対策事業の実施状況について)

会長	・相続財産管理人制度の活用について、所有者の再調査とあるが、相続放棄をした相続人以外に相続人がいないのかの調査となるのか。
事務局	・その通りです。
会長	・相続人不存在となっているが、税金はどうなっているのか。未払いとしているのか。
事務局	・債務者が不存在となっているため、課税が保留になっていると確認している。
会長	・相続放棄をした相続人は固定資産税の支払い義務もなくなるのか。
委員	・相続放棄をすると、支払い義務はなくなる。制度を活用することで、建物等を売却できれば請求することとなる。
委員	・課税保留について、債務者が現れれば遡り請求することとなるのか。
事務局	・遡り請求すると確認している。
委員	・相続人不存在と分かった時点で、相続放棄者に連絡をとり他に相続人がいるのか確認をしたのか。
事務局	・判明した時点の対応は分かりかねるが、結果として相続人不存在と確認している。
委員	・現在も相続人調査をしているのか。
事務局	・制度の活用にあたり、税務課が再度調査を実施している。
委員	・再度調査を行うのであれば、直接相続放棄者に確認することも検討してはどうか。
事務局	・検討したい。
委員	・制度活用にあたり事務局以外の関係課にも協議会に出席してもらいたい。
事務局	・検討したい。
会長	・今後、相続人不存在の空家は増加すると予想されるので、関係各課と協力し対応してもらいたい。

(5 その他)

委員	・空家対策は市民の安全を守ることが前提としている。来年度以降はより踏み込んだ指導をして、協議会で示したい。また、所有者不明空家等については、関係各課と横断的な対応ができるようにしていきたい。なお、来年度は空家の実態調査を実施予定としているので、協議会の意見も伺いたい。
----	--

以上